

令和8年第1回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月20日(火) 13時30分～14時18分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠
会長職務代理者	15番	高原弘明

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第4号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。  
本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。  
また、議案の朗読は表題のみといたします。  
質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。  
また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。  
本日の出席委員は 16 名であります。定足数に達していますので、会議は成り立ちます。

議長

ただいまから令和 8 年第 1 回矢巾町農業委員会総会を開会します。  
それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
「異議なし」の声あり  
異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。  
日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長

「異議なし」の声あり  
それでは当職より指名させていただきます。  
1 番 熊谷洋司委員、2 番 阿部江利子委員、3 番 朴田敦志委員をお願いします。  
日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

議長

「異議なし」の声あり  
それでは当職より指名いたします。  
農業委員会事務局 泉山弘道業務係長をお願いします。  
日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

議長

「異議なし」の声あり  
それでは本日 1 日と決めます。  
日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

議長

【事務局による朗読】  
出席された委員から、補足説明ありましたらお願いします。  
それでは、私の方から補足いたします。  
1 月 5 日の矢巾町新春の集いについてですが、商工会館において、矢巾町長、臼澤県議会議員ほか、約 200 名が参加して開催されました。水本会長から午年は飛躍の年との挨拶から始まり、和気あいあいと歓談してまいりました。  
ただいまの業務経過報告の内容につきまして、質疑ありましたらお願いします。

議長

「なし」の声あり  
質疑なしと認め、次に進みます。  
日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題とします。  
議題について、事務局より朗読させます。

議長  
事務局  
議長

【報告第 1 号 朗読】  
補足説明を許します。  
ありません。  
それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

議長 「なし」の声あり  
質疑なしと認め、次に進みます。  
日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。  
議題について、事務局より朗読させます。  
【議案第1号 朗読】

議長 補足説明を許します。  
事務局 議案第1号について、補足説明をいたします。  
これらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の1～2ページをご覧ください。  
この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 それでは質疑に入ります。  
それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。  
今回から様式変更したとのことで確認です。資料中の譲渡人と譲受人欄にそれぞれ経営地情報を記載している欄がありますが、この内訳の確認方法を教えてください。  
事務局 (経営面積の記載内容に基づいて、内訳を説明。)  
議長 その他質疑ありませんか。

議長 「なし」の声あり  
質疑なしと認め、討論に入ります。  
最初に反対討論をお願いします。

議長 「なし」の声あり  
反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。  
双方の要望によるものであり、番号1の方は地域の担い手です。問題ないと思います。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。  
番号1の譲受人は以前から耕作されていた方であり、所有権を移転して継続しての耕作ですので問題ないと思います。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。  
番号1は集約につながる案件ですので、賛成します。  
番号2は地域の法人の構成員でもあり、自分の地域の農地を確保できたので良かったと思います。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。  
調査結果より、双方とも適正にこれからも管理されると思いますので、その点を考慮して賛成でございます。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。  
どちらも集約につながる案件ですので、賛成いたします。

議長 その他討論はありませんか。

議長 「なし」の声あり  
討論なしと認めます。  
それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決めます。  
次に進みます。

日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長  
事務局

補足説明を許します。

議案第2号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の3～4ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長  
白澤和実委員

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

7番、白澤和実です。

質問というよりはお願いです。農地法第3条調査書の第2項第6号（地域調和）記載欄について、通作の観点からの記載だけではなく、草刈り等の地域で共同の作業にも協力できるか等も地域調和条件と考えるので、可能な限り記載していただきたいです。

事務局  
議長

ご意見として承り、検討させていただきます。

その他質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長  
佐々木達也委員

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

6番、佐々木達也です。

賛成いたします。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

私も賛成いたします。

高橋かおる委員

8番、高橋かおるです。

とくにも番号2の案件は自分の地域の農地であり、耕作状況も良好であることを確認しておりますので賛成いたします。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

どの件も賃借期間、賃借料が適正なので賛成いたします。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

特に問題はないと思いますので、賛成いたします。

議長

その他、賛成討論ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり

議長

それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長

挙手全員ですので、許可することに決めます。

次に進みます。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

次の議案第3号は、私の家族の案件ですので、退席の許可をお願いします。

【休憩 13:59】

【再開 13:59】

議長

再開します。

日程第8、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【議案第3号 朗読】**

議長  
事務局

補足説明を許します。

議案第3号について、補足説明いたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の5ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたら願います。

「なし」の声あり

議長

賛成討論がありましたら、願います。

金子忠博委員

11番、金子忠博です。

資料見る限り大丈夫だと思いますし、賛成です。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。

賛成いたします。

星川忠博委員

13番、星川忠博です。

借受人は、家族3世代で農業をやっておりますし、地域の中核農業者ということで、特に問題ないと思うので賛成いたします。

中塚誠委員

14番、中塚誠です。

賃借料も妥当な金額という点も考慮し、賛成したいと思います。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

結論から言いますと賛成いたします。該当農地に現在の耕作地が隣接している状況もあり、効率よく作業が行われるだろうという期待をして賛成いたします。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決めます。

2番、阿部江利子委員が着席するまで休憩いたします。

**【休憩 14:04】**

**【再開 14:04】**

議長

再開します。

日程第9、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する決定について、を議題といたします。

議題について、事務局により朗読させていただきます。

**【議案第4号 朗読】**

議長  
事務局

補足説明を許します。

議案第4号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.2の適用外証明現地調査記録のNo.1-4をご覧ください。

今回、適用外証明をする当該農地は図面にオレンジ枠で囲んでいるように分筆しております。また、No.1-5 に添付されている⑦の写真をご覧ください。分筆後の農地に白いコンテナが置かれておりますが、こちらのコンテナは撤去すると所有者から確認が取れております。

議長 1月15日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。

1月15日に佐々木達也委員の事務局の南幅主任主事と現地調査に行ってきました。

調査書を読み上げて、報告とします。当該土地は、昭和56年に倉庫の建築及び昭和59年に自宅の建て替えの際に農地へはみ出した状態で建築されました。以降、宅地用地として利用していたが、この度、自宅のリフォームにあたり、当該土地の地目を確認したところ農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

現地も農地の上に家が建っているような状態でしたので、やむを得ないのかなというふうに思います。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。

さきほど福澤委員から説明があったとおりです。

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長 賛成討論がありましたら、お願いします。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。

自宅のリフォームで発覚したことでやむを得ないと判断します。分筆後の農地に置かれている白いコンテナも撤去するとのことでしたので、安心しました。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

20年以上前からの案件であり、当時は制度に対する認識も薄かったのかもしれない。これからは是正することも難しいと考え、適用外もやむを得ないと判断します。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。

昭和56年当時、このままで住宅の建築ができたことに驚いています。

是正することも困難だと思いますし、20年以上経過し、リフォームするタイミングで気づいたとのことですので、やむを得ないと判断します。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。

当時の状況から違反転用という意図的なものではないと思いますし、これは止むを得ないところじゃないかなと思います。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。

20年以上前からの案件であり、意図的なものはないとのこと。

生産性の高い農地でもないということも考慮し、やむを得ないと判断します。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。

20年以上前ですと制度が浸透しておらず、建築できた時代であったと思われれます。意図的なものでないと判断します。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。  
昭和56年から利用しているとのこと、やむを得ないと判断します。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。  
20年以上前からの案件であり、やむを得ないと思いますので賛成です。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。  
これはやむを得ない案件と思います。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。  
私もやむを得ないと判断しますので、賛成します。

星川忠博委員 13番、星川忠博です。  
一昨年くらいに相続した案件と思いますが、20年以上経過しており、意図的でなく、是正も難しいことからやむを得ないと判断します。

中塚誠委員 14番、中塚誠です。  
先代は酪農を営んでおり、自分も知っている方でしたが、現地の状況は30年以上前から変わっておりません。やむを得ないと判断します。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。  
写真等を見る限り、その当時違反であることを認知していなかったと思われる。これを機に是正をするのも難しいと思いますので、今の状況に合わせて、やむを得ないと判断するのが妥当ではないかと思います。

議長 その他、賛成討論ございますか。  
「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。  
挙手により表決に入ります。  
議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決めます。  
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。  
みなさま、大変お疲れ様でした。

以上は、令和8年1月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和8年第1回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_